



# 自己チェック ～適正な事業所運営にむけて～

令和2年5月 大阪府

# 指導及び監査の近年の傾向

監査・行政処分を受ける事業所の増加  
内容

- ・ **不正請求**

サービス提供していないにもかかわらず報酬請求  
加算要件を満たしていないにもかかわらず請求

- ・ **虚偽の申請・報告**

実際に勤務していない従業員を申請・報告

- ・ **虐待**

重大事案の発生及び事案に対する事業所の不適切な対応

## 実地指導における主な指摘事項（運営）

- **重要事項説明書と運営規程の内容に相違がある。**
  - ・ 営業日時・事業の実施地域・徴収する費用の内容など  
（送迎に関する費用は、送迎加算以外は徴収できません）

⇒大阪府に届け出て認められた記載内容と相違がないこと。
- **重要事項説明書に第三者評価の有無が記載されていない。**

⇒平成30年度より記載することになっています。
- **重要事項説明書や契約書について、拡大文字版・ルビ版等が作成されていない。**

⇒利用申込者の障がい特性に応じた対応が必要です。

## 実地指導における主な指摘事項（運営）

- **給付決定保護者に対して、障がい児通所給付費等の金額を記載した代理受領の通知が発行されていない。**

⇒市町村から給付を受けた場合は、本来の受領者である給付決定保護者に対して金額等を書面により通知すること。

- **勤務体制一覧表が作成されていない。**

すべての従業者が記載されていない。

（支援者として従事した法人代表や役員も含めたものを作成）

⇒毎月の実績を確認して加算要件を満たしているか確認すること。

- **計画的に研修が行われていない。**

非常勤も含めての研修が実施されていない。研修の記録が保存されていない。

⇒従業者の支援の質の向上・虐待防止のための取り組みになります。

## 実地指導における主な指摘事項（運営）

- **従業者への健康診断が実施されていない。**  
⇒労働衛生関係法令で定められています。
- **事業所内に重要事項の掲示がなされていない。**  
⇒利用申込者のサービスの選択のため、利用児の保護者への周知のために必要です。
- **従業者の秘密保持義務について就業規則等に明記されていない。**  
⇒個人情報扱う職場です。在職中も退職後も「障がい児及び家族の情報」について漏らさないように明記してしてください。
- **個人情報の使用同意について、必要な家族すべてから同意を得ていない。**  
⇒支援において利用者の個人情報を他障がい福祉サービス事業所等と共有するために、文書により同意を得てください。

## 実地指導における主な指摘事項（運営）

- 苦情の記録がされていない。
- 事故の記録がない・事故発生後に市町村や大阪府に報告していない。  
⇒組織として迅速かつ適切に対応するために記録し、再発防止に努めること。またそれを支援の向上につなげること。
- 利用児童のアセスメントが十分に行われていない。  
⇒利用児の現状とニーズを把握して支援計画を作成し、支援へつなげること。
- 定期的に避難訓練が行われていない。  
⇒非常時に迅速に行動できるように訓練を行ってください。

## 実地指導における主な指摘事項（報酬）

- **人員欠如減算**

→ 基準上必要とされる人員配置ができていない。

- **支援計画等未作成減算**

→ 支援計画が作成されていない。また支援計画の作成にかかる一連の業務が適切に行われていない。

- **児童指導員等加配加算**

→ 基準上必要な人員に加えて、加算を満たす配置ができていない。

## 実地指導における主な指摘事項（報酬）

- **福祉専門職員等配置等加算**

→ 人事異動や退職等により要件を満たせなくなった。

- **欠席時対応加算**

→ 相談援助の内容が記録されていない。

（記載内容：連絡受付日・利用予定日・対応者・相談援助内容等）

- **延長支援加算**

→ 延長支援の必要な理由が「障害児支援利用計画」に位置付けられていない。



**いかがでしたか。**

**各事業所にてご確認いただき、ご不明な点についてはお問い合わせください。**

大阪府